

【地域の概要】

担い手	農業法人：3法人 集落営農組織：2組織 認定農業者：22人 農家：865戸
農地	圃場整備が遅れている。町内全域が用排水未分離。牧地区では、土地改良区を設立し圃場整備に向け70haを整備している（令和9年度完成予定）。
機構利用	低調

現状について

○安八町森部地区は、農業法人、集落営農組織もなく認定農業者もおらず、一部地域外農業法人の利用権設定はあるものの、数人の地区内農業者への相対の受委託が中心だったが、昨年、地区内の受け手4名が中心的経営体と位置づけされ、カバー面積は少ないものの、その4名の大きな区割り把握できた。

○相対で受けている農業者が耕作ができなくなると、役場に「どうにかしてほしい」との駆け込みがある。位置付けられている担い手がないため、対応に苦慮している。

○分散した状態で集積はある程度進んでいるが、エリア等の明確化が分りにくい状況である。

取組内容



○話し合いを実施

8月、地区の農業委員、推進委員、区長らと農業委員会事務局、町農政担当課が、新たな4名のカバーエリア外で受委託を行っている農業者1名と地域外の農業法人1社との話し合いを行い、入替え可能な土地の調整の検討を重ね、

「個人担い手は北部エリア、法人担い手は南部エリアに集約」
していく方向性を決めた。

当面の取り組みと方向性

話し合いを継続し、地区における担い手の確保と交換等による農地利用の再編を目指す。

- ①地区割りに従った集積を進める。
- ②担い手相互の交換による集約を進める。
- ③仮に、現在の受け手が営農を継続できない状況になっても新たな担い手が参入できる環境を整備する。

